

(別紙)

ゴールデンウィーク期間中の外来診療に対する医療機関向け協力金の留意事項について

1 目的

ゴールデンウィーク期間中において、救急病院の機能を兼ねている新型コロナウイルス感染症の重点医療機関等に発熱患者が集中しないよう、当該期間中に外来診療を継続する地域の医療機関に対し、協力金を交付する。

2 対象となる医療機関

知事が指定する診療・検査医療機関、検査協力医療機関又は診療科目に小児科を標榜する医療機関（ただし、重点医療機関等として県が指定した医療機関（見なし機関を含む）を除く。）で、かつ、当該日を休診日としている医療機関。

3 支給対象日

令和5年5月3日（水）～5月5日（金）

※ 同期間中のうち、多くの病院・診療所が休診する **3日間を対象**とする。

4 支給金額

協力金の交付額は、1日4時間を超える外来診療に対応した場合、病院は40万円、診療所は20万円、電話診療のみの場合は10万円とする。ただし、それ以外の場合は2分の1を乗じた金額とする。

5 申請手続き等について

- (1) 「新型コロナウイルス感染症医療機関協力金交付事業ゴールデンウィーク期間中の外来診療に係る計画書」（様式2）を県担当者あてにメールでご提出下さい。

(miyagnr@pref.okinawa.lg.jp) **【4月21日〆切】**

※注意点 原則として、(1)で申請された計画書の診療時間の範囲内で協力金の交付を実施します（当日に診療時間を延長した場合についても、延長分は算定の対象外とさせていただきます）。

- (2) 診療実施後「ゴールデンウィーク期間中の外来診療に係る実績報告書（様式3）」及び「申請書兼口座振替依頼書兼請求書（様式1）」を5月15日までに郵送してください。

沖縄県那覇市泉崎 1-2-2（4階）感染症医療確保課 企画・医療体制 G

- (3) (2)の提出時の添付資料として、**同期間中に外来診療を行う旨の貴医療機関のホームページ等の専用ページ画面の添付**をお願い致します。

6 その他

各医療機関における診療実施予定については、沖縄県新型コロナウイルス感染症相談コールセンター等の関係機関へ提供し、**県公式ホームページやマスコミに公表**いたします。

新型コロナウイルス感染症医療機関協力金交付事業に係るゴールデンウィーク期間中の 外来診療に対する協力金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、ゴールデンウィーク期間中において、救急病院の機能を兼ねている新型コロナウイルス感染症重点医療機関又は新型コロナウイルス感染症患者を入院させるその他の医療機関（以下「重点医療機関等」という。）に発熱患者等が集中しないよう、当該期間中に外来診療を継続する地域の医療機関に対し協力金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象期間)

第2条 この要領で定める協力金の対象となる外来診療等の期間は、令和5年5月3日（水）から同月5日（金）までの3日間とする。

(対象医療機関)

第3条 協力金の対象となる医療機関は、次に掲げる要件を満たす県内の医療機関とする。ただし、重点医療機関等として県が指定した医療機関を除く。

- (1) 知事が指定する診療・検査医療機関、検査協力医療機関又は診療科目に小児科を標榜する医療機関で、かつ、当該日を休診日としている医療機関
- (2) 県が行う本協力金の交付に関する調査に協力する医療機関

(交付額)

第4条 協力金の交付額は、医療機関の規模に応じ、病院は1日につき400,000円、診療所は1日につき200,000円とする。

- 2 電話診療又はオンライン診療のみを実施する場合は1日につき100,000円とする。
- 3 前各項の協力金は、1日4時間を超える外来診療に対応した場合の単価とし、それ以外の場合は2分の1を乗じた金額とする。

(協力金の申請)

第5条 協力金の交付を受けようとする医療機関は、次の書類に必要事項を記入の上、県が別に定める日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 新型コロナウイルス感染症医療機関協力金交付事業申請書兼口座振替依頼書兼請求書（様式1）
- (2) 新型コロナウイルス感染症医療機関協力金交付事業ゴールデンウィーク期間中の外来診療に係る計画書（様式2）
- (3) 新型コロナウイルス感染症医療機関協力金交付事業ゴールデンウィーク期間中の外来診療に係る実績報告書（様式3）
- (4) その他知事が必要と認める資料

(交付決定)

第6条 知事は、前条の申請を受理し、その内容に不備がないことを確認したときは、速やかに協力を支払うものとする。

(検査等)

第7条 知事は、協力の交付に関し、必要に応じて検査、報告又は是正のための措置を講じることができる。

(決定の取消し等)

第8条 知事は、対象医療機関が法令若しくはこれに基づく知事の処分若しくはこの要領に違反したとき又は虚偽の申請をしたときは、交付の決定を取り消すことができる。

2 知事は、協力の交付の決定を取り消した場合において、既に協力が交付されている場合は、期限を定めて、その返還を求めることができる。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年4月14日から施行する。